



商品画像使用許諾

の間の契約である。

名前

ABN:

の

住所

電話番号

(所有者)

アンド

SOSOCO-GLOBAL (AUST) PTY LTD (オーストラリア

A.C.N 631059562, A.B.N 28631059562

OF:

5/6 Webb Lane, East Melbourne, Vic, 3002

電話番号0403324740

(ライセンサー)

は、次のとおり合意する。

1. ライセンス

1.1. 本契約に基づき管理者に支払われる対価として、管理者は、別表記載の商品（**許諾商品**）の製造、輸入、流通、供給、宣伝、広告及び販売に関連して、別表記載の画像（**許諾画像**）を複製し、組込み、商品化する独占的ライセンスを本契約に基づき被許諾者に許諾する。

1.2. 1.1 項に基づいて付与されるライセンス:

- a. は全世界で適用されます。
- b. 第 2 条に基づく本契約の期間にのみ適用されます。
- c. 疑義を避けるため、ライセンス画像をライセンシーのウェブサイトにアップロードする目的も含まれます。 www.sosocoglobal.com
を、当ウェブサイトの利用者が閲覧（ダウンロードは不可）できるよう、随時更新されるものとします。

1.3. ライセンシーは、所有者がライセンス画像の著作権を含むすべての権利および利益を所有し、かつ、今後も所有し続けることを認めるものとします。

1.4. ライセンシーは、いつでも、ファッション デザイナーを含むがこれに限定されないあらゆる人物（購入者）にライセンス画像をサブライセンスすることができ、購入者がその権利を行使するために必要な範囲で、付与されたライセンスの利益を条件として第三者にサブライセンスすることができます。1.1 項に基づき、次の条件が適用されます。

- a. ライセンシーは、第 8 条に従って所有者に支払うか、購入者に支払うよう要求しなければなりません。と
- b. 各サブライセンスには、サブライセンシーが本ライセンスの条項を遵守すること、さらに、サブライセンシーが、サブサブライセンシーが本ラ

イセンスの条項を遵守することを保証するための要件を含めなければなりません。

- c. ライセンス画像がサブライセンスされた後、ライセンシーは、可能な限り速やかに本人に通知すること。

- 1.5. 所有者は、購入者にライセンス画像をライセンスする条件について、ライセンシーに完全かつ単独の裁量権を付与し、ライセンシーはライセンス画像がそれに従ってライセンスされることを保証しないことを認めます。

2. 契約期間

この契約は、すべての当事者による締結日（[契約日](#)）に始まり、第 11 条に基づく条件に従って終了するまで継続します。

3. 帰属と改変

- 3.1. 所有者がライセンス画像を作成した場合、ライセンシーは、ライセンス商品に貼付するラベル（ある場合）において、所有者が作成者であることを明示しなければなりません。
- 3.2. セクション 1 および 3.2 で明示的に許可されている場合を除き、ライセンシーは、1968 年著作権法 (Cth) に基づく所有者の人格権を制限することなく、ライセンスされた画像またはライセンスを使用することはできません。ライセンシーは、所有者の事前の書面による同意を条件として、いかなる画像も追加、破壊、または複製することはできません。
- 3.3. 疑義を避けるため、所有者が第 3.2 条に基づいて同意を与えた場合、ライセンス画像の今後の使用がその同意に従っている限り、第 3.2 条は適用されません。

4. 画像証明の原本

- 4.1. 所有者は、以下を行わなければならない。

- a. 本契約の日付から30暦日以内に、被許諾者が複製するのに適したライセンス画像のデジタル画像を、被許諾者が合理的に必要とする形式で入手できるようにすること、および、被許諾者が、本契約の日付から30暦日以内に、ライセンス画像のデジタル画像を入手できるようにすること。
 - b. ライセンス画像の証明書の原本をライセンシーに提供すること。
- 4.2. ライセンシーは、セクション 4.1B に基づくオリジナル画像の配信が、オリジナル画像に対する所有者の権利および利益に影響を与えないことを承認します。

5. ライセンス商品（生地）のモックアップのオーナーによる検査

- 5.1. ライセンシーは、許諾商品（生地）の製造予定日の30暦日前までに、許諾画像を再現した部分以上のモックアップを少なくとも1点、無償で納品しなければならず、かつ
- 5.2. 所有者が、第 5.1 条に基づいてライセンシーによって提供された認証の品質またはその他の側面に満足できない場合、所有者は、遅くとも、かかる証拠を受け取ってから [14] 暦日以内に変更を要求するものとします。
- 5.3. 第5.1条は、本条に基づき要請された許諾商品（ファブリック）の変更に関連して適用されます。

6. 表明、保証および免責

- 6.1. 所有者は、以下のことを表明し、保証する。
- a. 所有者のオリジナルであるライセンス画像の唯一の著作者であること、または本契約に定めるライセンスを付与する権限を有すること。
 - b. 本契約に基づき被許諾者に付与されるライセンスを付与するために必要なライセンス画像の全ての権利及び利益を所有し、又は付与されていること。
 - c. 本契約を締結し、本契約に基づく所有者の義務を履行する権限と能力を有すること。所有者は、以下のことを表明し、保証します。
 - d. 許諾画像の主題が第三者から不正に取得されたものでないこと。

- e. 本契約の日付の時点で、第三者が、所有者のライセンス画像の所有権またはライセンス画像の有効性について異議を申し立てたり、争ったりしていないこと。
- 6.2. ライセンシーは、以下のことを表明し、保証するものとします。
- a. 本契約を締結し、本契約に基づくライセンシーの義務を履行するための力および能力を有すること。
 - b. 第 6.4 条に従い、ライセンス イメージの損失または損傷に対して責任を負い、ライセンス イメージがライセンシーの所有または管理下にある間は、ライセンス イメージに対して適切な保険を掛け、維持する必要があります。
- 6.3. 第 6.4 条に従い、各当事者は、違反の結果として、または違反に関連して当事者が被るすべての損失、責任、費用および費用 (弁護士と依頼者の間での合理的な法的費用を含む) を無条件に補償し、相手方当事者を補償し続けるものとします。第 6.1 条および第 6.2 条に基づく相手方当事者の表明または保証。
- 6.4. 被許諾者は、以下の結果として生じるいかなる費用、経費、損失または損害 (直接的、間接的または結果的であるか、また経済的かその他かを問わない) についても、管理者に対し責任を負わないものとします。
- a. ライセンス画像のサブライセンスに基づきライセンシーから付与された権利に違反し、またはそれを超える第三者 (ただし、サブライセンスの条件が本契約に適合していること)、および
 - b. 本ウェブサイトへの不正アクセスにより、ライセンス画像に関する貴殿の知的財産権が侵害された場合。

7. 第三者による侵害の主張

- 7.1. 本契約の条件に従い、ライセンシー、購入者、サブライセンシーがライセンス画像を使用したことを理由として、第三者が著作権侵害、パッシングオフ、不正競争を主張した場合 (以下「不正競争」といいます)、ライセンシーは、速やかにその旨を管理者に通知するものとし、管理者は、当該主張の撤回、和解、防御、または妥協のために、真摯に努力するものとします。**知的財産権侵害の申し立て**)、ライセンシーは、かかる請求を速やかに管理者に通知し、その後、管理者は、かかる請求を撤回、和解、弁護または妥協させるために真摯に努力するものとします。

- 7.2. ライセンシーは、本条に基づく管理者の取り組みに協力し、支援するものとし、これには、管理者の要求に応じて、ライセンシーが広告、ラベル、包装等にライセンス画像を使用している証拠を管理者に提供することが含まれますが、管理者は、かかる情報および支援の提供にかかるライセンシーの合理的な費用を負担するものとし、
- 7.3. 管理者は、自らの費用と合理的なビジネス上の判断により、知的財産権侵害クレームを処理するために最終的に必要または適切と思われるあらゆる手段を講じるものとし、（管理者の選択により、最終判決まで法的手段を講じることも含みます）。管理者が支払いによって当該請求を処理する場合、管理者はその支払いにつき単独で責任を負うものとし、当該請求が、許諾商品の販売の停止または許諾画像を使用できる商品の品目の制限の合意により処理される場合（または、裁判所が当該停止または制限を指示する場合）、ライセンシーは、管理者の通知により、許諾商品の販売を停止または制限するものとし、管理者は、ライセンシーと事前に協議し、手元および仕掛の在庫の適切な売却期間を確保するよう努めなければ、かかる停止に同意しないものとし、
- 7.4. ライセンシーがライセンス商品の販売を停止または制限する必要がある場合、管理者とライセンシーは、当該停止または制限の生じた後の期間に支払うべきであったロイヤリティの適切な減額について誠実に協議し合意するものとし、当該合意減額は、ライセンシーのライセンス商品の販売に基づいて算定されるものとし、
- 7.5. 所有者は、ライセンシー、その役員、従業員、代理人および請負業者（サブライセンシーまたはサブサブライセンシーを含みますが、これに限定されません）が被るまたは被ったすべての損失および損害から、かかる損失および損害が直接的または間接的に知的財産権侵害クレームの結果として被るまたは被る限り、完全に免責するものとし、
- 7.6. 所有者は、IPR 侵害の申し立てに関して法的手続きが開始されたかどうか、また和解、妥協、または決定の手段、方法、または性質に関係なく、第 7.5 条に基づく補償を認めます。

8. 支払方法

- 8.1. ライセンシーは、所有者に対して、ライセンス商品（生地）を少なくとも1メートル無料で提供しなければなりません。

- 8.2. ライセンシーは、購入者がオーナーに支払うよう支払い、または調達しなければなりません。
- a. 購入者へのサブライセンス付与に先立ち、別表（画像使用料）に定める画像使用料（1回限り）、および
 - b. ライセンス画像が表示され、ライセンシーが製造するライセンス商品（生地）の1メートルあたりの価格。別表（ロイヤルティ料）に定めるか、または当事者が書面により別途合意するとおり。
- 8.3. ライセンシーは、期間中のいずれかの年の1月1日、4月1日、7月1日または10月1日に始まる各暦四半期(四半期)の終了後30暦日以内に、ロイヤルティ明細書を所有者に提供し、第8.2項に基づくロイヤルティ料金を支払わなければなりません。これらのステートメントには次のことが示されている必要があります。
- a. 製造されたライセンス商品（生地）のメートル数、および
 - b. 本契約に基づく前四半期のオーナーに対する債務額。
- 8.4. ライセンシーは、ライセンシーによるライセンス画像の複製および利用に関し、適切な帳簿および記録を保持しなければなりません。所有者または所有者の代理人は、合理的な通知により、営業時間中いつでも、これらの帳簿および記録を検査し、そのコピーおよび抄本を取ることができます。かかる検査は、所有者の費用負担で行われるものとします。
- 8.5. 本規約におけるドルまたは\$は、オーストラリア通貨を意味し、本ウェブサイトに記載される全ての画像料金は、オーストラリア通貨で表示されます。

9. 物品・サービス税

- 9.1. 両当事者は、本契約に基づき支払うべきすべての金額には物品サービス税（GST）が含まれないことに同意します。
- 9.2. 本契約に基づく物品またはサービスの供給に関して、当事者がGSTの支払義務を負う場合、その当事者は、物品またはサービスに対して支払うべきGSTの金額を相手方に請求し、その請求書がGSTに準拠した請求書であることを確認するものとします。

- 9.3. GST準拠の請求書を受け取った当事者は、本契約に基づく支払額と同時に請求されたGSTの金額を支払わなければなりません。

10. 氏名、肖像、音声、略歴

ライセンシーは、ライセンシーの書面による事前承諾を得ることを条件に、管理者の名前、承認された肖像、および承認された経歴を使用し、他者にその使用を許可することができるものとします。

11. 終了

- 11.1. 管理者は、被許諾者に書面で通知することにより、本契約を直ちに終了させることができます。被許諾者に当該書面通知がなされるまでは、本契約に基づいて許諾されたライセンスは継続するものとみなします。
- 11.2. 第 11.3 条および第 11.4 条に従い、本契約の終了または満了に伴い、ライセンシーは次のことを行います。
- a. 許諾商品の製造、輸入、頒布、宣伝、広告及び販売に関連する許諾画像の使用を全て中止しなければならないこと。
 - b. 本契約が終了した場合、ライセンシーは、許諾商品の製造、輸入、流通、販売促進、広告および販売に関連して許諾画像を使用すること、または所有者がライセンシーと提携し、後援し、またはその他の関係にあると人に思わせるようなその他の行為を中止しなければならず、かつ、以下の条件を満たす必要があります。
 - c. 本契約に基づきオーナーに支払うべき金額の全額を支払わなければならない。
- 11.3. 第 11.1 条 (最後の注文) に基づいてライセンシーに終了を通知する前にライセンシーが受諾したライセンス商品 (ファブリック) の注文は、ライセンシーによって履行される場合があります。
- 11.4. ライセンシー、購入者およびサブライセンシーは、ラストオーダーを含む既存のライセンス商品 (生地) を使用して、ライセンス商品 (ガーマント) の製造を完了することができます。

- 11.5. ライセンシーおよび任意の購入者は、販売することができます。
- a. 終了日時点で在庫があり、完成または一部完成しているライセンス商品（ガーメント）。
 - b. 最終注文を含む既存の許諾商品（生地）を使用して、終了日以降に完成または部分的に完成した許諾商品（衣服）。
- 11.6. 管理者は、終了日から [1年間] の間、許諾画像をいかなる者にもライセンスしてはなりません。
- 11.7. この条項は、本契約の終了後も存続します。

12. 紛争

- 12.1. 本契約に関連して、当事者間で紛争または意見の相違（**Dispute**）が生じた場合
- a. 一方の当事者は、相手方当事者に対し、本紛争について書面で通知しなければならない（**Notice of Dispute**）；および
 - b. いかなる当事者も、当事者が本条項に従うまで、紛争に関連する訴訟または仲裁を開始することはできません。
- 12.2. 当事者は、紛争通知の受領後14暦日以内に会合を開き、紛争の解決を図るために誠実に協議を行わなければなりません。
- a. 第 12.1 項に基づく通知から [21] 暦日以内に紛争が解決されない場合、両当事者は、相互に合意した場合、紛争を [解決機関が管理する] 調停に付託します。
 - b. 調停人は、当事者間で合意された独立した人物、または合意が得られない場合は、[解決協会最高経営責任者]によって調停人が任命されるものとする。
 - c. あらゆる本条に基づく調停会議および手続 条項は、メルボルンで開催されなければならない。

- 12.3. 当事者は、差止救済またはその他の暫定的救済を求める場合を除き、本条に定める手続を尽くすまで、本紛争に関して裁判手続を開始することはできないものとします。
- 12.4. 当事者は、本契約に基づくそれぞれの義務を、本紛争の存在にもかかわらず、継続して履行しなければならない。
- 12.5. この第 12 条のいかなる規定も、本契約の第 11 条に基づいていずれかの当事者が終了する権利には影響しません。

13. 一般条項

- 13.1 両当事者は独立した契約者であり、本契約のいかなる部分も両当事者の間にパートナーシップまたは雇用の関係を生じさせないことを認めます。
- 13.2 本契約に基づき提供する必要のある通知は、本契約の冒頭に記載された当事者の住所に手渡し、または料金前払い郵便もしくはファックスで送付することができます。通知は、受領されたとき、または送付されてから2営業日以内のいずれか早い時点で送達されたものとみなされます。
- 13.3 管理者は、ライセンシーの書面による事前の同意（不当に保留されることはありません）なしに、本契約または本契約に基づく権利もしくは義務を譲渡、下請け、転売、またはその他の方法で切り離してはならないものとします。
- 13.4 ライセンシーは、本契約または本契約に基づく権利もしくは義務を、所有者の書面による事前の同意なく、譲渡、下請け、名義変更、またはその他の方法で切り離すことができるものとします。
- 13.5 第 13.6 条に従い、本契約はその主題に関する両当事者間の完全な合意となります。この主題に関する以前の理解、合意、表明、または保証は、この契約によって置き換えられ、それ以上の効力はありません。
- 13.6 本契約は、当事者によって署名された修正文書によってのみ変更することができます。

13.7 本契約のいずれかの条項の無効性は、その無効性によって必要とされる範囲を除き、他の条項の有効性に影響を及ぼしません。

13.8 本契約は、オーストラリアのビクトリア州で施行されている法律に準拠するものとし、当事者は、同州の裁判所および同州の裁判所からの控訴を受理する権限を有する裁判所の管轄権に服するものとし、

契約書締結

所有者のサイン入り。

サイン:

名前 (記入)

日付

ライセンシーの署名入り。

サイン:

名前 (記入)

日付

スケジュール

ライセンス画像

[ドラフティングノート：画像のコピーを挿入する]。]

ライセンス商品

説明／タイプ

- a. 衣服の構成及び販売に使用するプリント織物・生地（ライセンス商品（生地））。
- b. ライセンス商品（生地）を使用した衣料品および関連付属品（ライセンス商品（衣料品））。

(以下、総称して「**許諾商品**」といいます。)を提供します。

画像料金

AUD\$[*]。

[ライセンシーと所有者の間で合意された画像使用料の金額を挿入する。]

ロイヤリティ 手数料

ライセンス画像が使用されているライセンス商品 (生地) の1メートルごとに、所有者は1メートルあたり AUD\$[*] を支払います。

[ライセンシーと所有者の間で合意されたメーターあたりの金額を AUD で挿入します]。